

社会福祉法人南砺市社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南砺市社会福祉協議会の役員（理事・監事）及び評議員に対して支給する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の額)

第2条 役員及び評議員には、その地位のみに基づいては報酬及び費用弁償を支給しない。

2 役員及び評議員に対する報酬及び費用弁償は、その職務の実態に応じ、別表のとおりとする。

(報酬及び費用弁償の支給)

第3条 役員が任期途中で退職したときは、当月分までの報酬を支給する。また、補欠により就任した役員の報酬は、翌月から支給する。

2 役員の報酬は、毎月支給する。

3 役員及び評議員の費用弁償は、年1回払いとする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が職務のために出張をした場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の支給については、役員及び職員等の旅費規程によるものとする。

(委任)

第5条 この規程の運用上必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 この規程の改廃を必要とするときは、理事会の議決を経てこれを行う。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

別表

役 職 名	報 酬 額	費用弁償額
会 長	月額 50,000円	1日 3,000円
副会長	—	1日 3,000円
理 事	—	1日 3,000円
監 事	—	1日 3,000円
評議員	—	1日 3,000円